

京都市上下水道局告示第27号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成26年7月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者

(1) 京都市北区大宮中林町16番地

田中設備

代表者 田中 一男

(2) 廃止年月日

平成26年6月10日

2 廃止届出業者

(1) 京都市南区上鳥羽苗代町21

大森工業所

代表者 大森 正陽

(2) 廃止年月日

平成26年6月17日

(上下水道局水道部給水課)